

北海道旅客鉄道株式会社

ご利用になる前に必ずお読み下さい

1. 『ご利用条件』

(1) ご利用いただけるお客様(次の①、②のうち、どちらかを満たすお客様)

- ① 身体障害者福祉法、児童福祉法、障害者自立支援法により、補装具としてハンドル形電動車いすを交付されているお客様、補装具費支給制度により真にハンドル形電動車いすの利用が必要として支給を受けているお客様。
- ② 「介護保険法」に基づく介護保険制度により、真にハンドル形電動車いすの利用が必要として判定がなされ、ハンドル形電動車いすを貸与されているお客様。

※ ご利用の際は、そのつど次のいずれかをご提示ください。(ご提示がない場合は、ご利用いただけません)

- ・ハンドル形電動車いす交付証明書
- ・ハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書
- ・補装具交付決定通知書(「決定内容欄」に「ハンドル形電動車いす」と記載されたもの)
- ・補装具費支給決定通知書(「決定内容欄」に「ハンドル形電動車いす」と記載されたもの)
- ・身体障害者手帳(補装具欄に「ハンドル形電動車いす」と記載されたもの)
- ・介護保険制度による指定福祉用具貸与事業所発行の「ハンドル形電動車いす提供証明書」

(2) ご利用いただける区間

ご乗車、降車とも、下記のご利用可能駅である場合、ご利用いただけます。乗り換えが必要な場合につきましては、乗り換え駅もご利用可能駅である必要があります。(札幌エリア⇄函館エリアは在来線特急で利用はできません)

(3) ご利用いただける列車

- ・デッキがなく、乗降口の段差が低い車両で運転される列車に限ります。ご利用いただける列車の時刻につきましては、ご乗車駅へお問い合わせくださるようお願いいたします。新幹線については「改良型ハンドル形電動車いす」のみ利用が可能です。

※新幹線をご利用の場合

社団法人交通バリアフリー協議会または一般社団法人日本福祉用具評価センターが認定する「改良型ハンドル形電動車いす」に限ります。ただし、社団法人交通バリアフリー協議会または一般社団法人日本福祉用具評価センターが発行する認定ステッカーが車いすに貼付されていることが必要です。(認定ステッカーはお客様ご自身で一般社団法人日本福祉用具評価センターに申請・取得をお願いいたします)

2. 『ご案内』

- ・新幹線をご利用の際は、ご乗車の1ヵ月前の日の10時から2日前までにお申し込みください。※在来線は事前に乗車駅にお申し込み下さい。
- ・ご利用当日はご案内に時間がかかる場合がございますので、十分な余裕を持って駅にお越しください。
- ・混雑時や早朝、深夜時間帯、また列車の運行が乱れている際には、ご利用いただけない場合がございますので、事前にご利用駅にお問い合わせのうえ、ご利用ください。
- ・ハンドル形電動車いすの形状、寸法によってはご利用いただけない場合がございます。
- ・駅構内では低速(時速2km/h以下)で、安全な運転をお願いします。
- ・化粧室のご利用や列車内での移動がおひとりできないお客様には、必ず介助の方がご同伴いただきますようお願いいたします。介助の方には、駅・列車内の介護や援助および緊急時の誘導などをお願いします。
- ・ハンドル形電動車いすのご利用が原因で発生した事故、紛争および器物の破損等につきましてはお客様ご自身の責任において処理していただくこととし、弊社は一切の責任を負いかねます。

平成28年3月26日現在

No.	順	利用可能駅	ご利用に当たっての留意事項等
1	い	稲積公園	
2		岩見沢	
3	え	恵庭	
4	お	大麻	岩見沢方面へお越しの際は北口を、札幌方面へお越しの際は南口をご利用下さい。なお、改札口内における上下線ホーム間の移動はできません。
5		奥津軽いまべつ	利用できる列車は新幹線に限ります。
6		小樽築港	

No.	順	利用可能駅	ご利用に当たっての留意事項等
7	き	木古内	利用できる列車は新幹線に限ります。
8		北広島	
9	さ	札幌	
10	し	新函館北斗	
11		森林公園	
12	そ	桑園	
13	と	苫小牧	
14	は	函館	
15	ほ	星置	
16	め	恵み野	

最終更新日(確認日):平成28年3月23日